

2015年10月23日

大阪府知事 松井 一郎 様
健康医療部長 上家 和子 様

大阪府職員労働組合健康福祉部
支部長 小山



公衆衛生研究所についての緊急要求書

府民福祉・公衆衛生の向上、職員の労働条件改善のため、下記の項目について、緊急に要求します。部として、誠意をもって回答されるよう強く求めます。

記

1. 公衆衛生研究所において、医師3名（ウイルス課）、獣医師1名（細菌課）、薬剤師2名（生活環境課、ウイルス課）、技能労務職員1名（細菌課）が欠員となっている。医師2名を除く人員については臨時的任用職員や非常勤職員で対応されているが、職員と同等の業務ができないために業務が職員に振り分けられ、職員に相応の負担が生じている。今年度末には管理職を含め5人もの退職者が見込まれ、さらに負担が生じる可能性もあり、速やかに正規職員を補充することなどの対応が必要であると考え。労働条件の改善のために必要な措置を講じること。

要望事項

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（感染症法）が平成26年11月に改正され、平成28年4月から施行されることとなった。この改正感染症法では、都道府県知事が感染症の検体又は病原体の検査を実施することが明記された。新型インフルエンザや結核等の感染症や食中毒等の健康危機管理事象に適切かつ迅速に対応するため、病原体検査等で重要な役割を果たす公衆衛生研究所の機能強化を図り、独立行政法人化を行わずに、府立直営で発展させること。
2. 公衆衛生研究所の専門的業務内容をふまえ、職員の補充・採用にあたっては、技術の継承や次世代の研究者育成を考慮し、また管理職は内部からの登用の必要性を重視すること。

以上